

第7章 補則

- 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に対し、必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができます。また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行います（法第50条）。
- 実習実施者及び監理団体は、技能実習実施困難時届出、事業の休廃止届出等を行うときは、技能実習の継続を希望する技能実習生が引き続き技能実習を行うことができるよう、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じなければなりません。また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者及びその関係者に対し、主務大臣は監理団体及びその関係者その他関係者に対し、その措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、指導及び助言を行うことができます（法第51条）。
- 主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習評価試験の振興に努めなければなりません。また、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を定めます（法第52条）。
- 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、事業所管大臣に対して、当該事業に係る技能実習に関し必要な協力を要請することができます（法第53条）。
- 事業所管大臣は、事業所管大臣のほか、その所管する事業に係る実習実施者や監理団体等により構成される事業協議会を組織することができます（法第54条）。
- 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために、関係行政機関の長に対して情報の提供をすることができます。また、他の法律に基づく措置が必要な場合には、その所管大臣に対して速やかな実施を求めることができます（法第55条）。
- 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関のほか、地方公共団体の機関等の関係機関により構成される地域協議会を組織することができます（法第56条）。

第1節 指導及び助言等(技能実習法第50条)

【関係規定】

(指導及び助言等)

法第50条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に対し、この章の規定の施行に関し必要があると認めるときは、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言をすることができる。

2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のためには、実習実施者や監理団体が技能実習関係法令に従って技能実習を適切に行わせたり、監理事業を行ったりすることが必要です。このため、主務大臣等やその業務を担う機構が、実習実施者や監理団体に対し、必要な指導及び助言をしていくことが求められています。
- また、開発途上地域等から来日する技能実習生については、日本で技能等の修得等をするに当たって、様々な困難に直面することが想定されますが、技能実習生の受入れを担う実習実施者や監理団体が、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことが大前提として必要です。
- この実習実施者や監理団体による相談応需・情報提供等に加え、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣も、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことが求められています。具体的には、機構において、母国語による相談窓口(電話、メール等)を整備し、日本で生活をするに当たって生ずる様々な問題や職場で技能実習を行うに当たって生ずる様々な問題について対応しています。
また、母国語による相談窓口の中に、暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を設けています。窓口への連絡は、母国語相談窓口の各言語の電話番号(下表参照)にコールし、アナウンスのあと「1」を押すことでつながります。
- 機構における母国語による相談窓口については、以下のとおりですが、詳細は、機構のHPを確認してください。
また、当該情報については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しておりますので、入国後講習において、法的保護に必要な情報の科目を行う際に、技能実習生に対して技能実習生手帳を教材として使用して確実に周知することが

必要です。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守 番電話で受付	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～ 17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～ 17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～ 17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜:9:00～ 17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜:9:00～ 17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

- 地方事務所・支所においても相談窓口を設置し、相談対応を実施しています。特に母国語相談窓口で対応していない言語については、地方事務所・支所で通訳人の確保に努めた上で相談対応しています。

第2節 連絡調整等(技能実習法第51条)

【関係規定】

(連絡調整等)

法第51条 実習実施者及び監理団体は、第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出、第十九条第二項の規定による通知又は第三十四条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の実習実施者又は監理団体その他関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。

2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は第一号に掲げる者に対し、主務大臣は第二号に掲げる者に対し、前項に規定する措置の円滑な実施のためその他必要があると認めるときは、必要な指導及び助言を行うことができる。

一 実習実施者及びその関係者(監理団体の関係者を除く。)

二 監理団体及びその関係者その他関係者(前号に掲げる者を除く。)

○ 技能実習生を受け入れている実習実施者や監理団体の事情により、技能実習を行わせることや監理事業を続けることが困難となった場合等において、技能実習生が他の実習実施者や監理団体に円滑に転籍することができなければ予定していた期間の技能実習を行うことができず、技能実習生が途中帰国を余儀なくされることとなります。

○ このような事態を防止するため、実習実施者や監理団体が、技能実習実施困難時届出、事業の休廃止届出等をしようとするときは、責任を持って実習実施者や監理団体が他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられています。

なお、転籍については、実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合に認められます。

○ また、主務大臣等はその措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、実習実施者や監理団体等に対する指導及び助言を行うことができます。

具体的には、機構HPにおいて、転籍を支援するための「監理団体向け実習先変更支援サイト」(<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>)を開設しており、同サイトにおいて、実習先変更を希望する技能実習生を新たに受け入れることができる監理団体の

情報を掲載しています。これにより、技能実習を行わせることが困難となった実習実施者や監理団体等が、技能実習生の新たな受入れ先を円滑に確保するための措置を講ずることとしています。詳細は、機構のHPを確認してください。

- あわせて、技能実習の実施が困難になった技能実習生について、機構から転籍、生活等の支援状況を照会させていただく場合がありますので御協力をお願いします。

- なお、機構では、やむを得ない事情(※)で技能実習の実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しておりますので、御検討、御協力いただける方は、機構地方事務所・支所の援助課又は指導課(援助担当)に、御相談ください。

※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情。

【留意事項】

- 技能実習の終期までの実施について

実習実施者には認定を受けた技能実習計画に定める実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務があり、監理団体には当該義務が適切に履行されるよう監理する義務があります。法第51条は技能実習を行わせることや監理事業を続けることが困難となった場合等の対応について規定していますが、このような技能実習期間の途中での中止は、倒産等のやむを得ない事情がある場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合によるものであってはなりません。

- 実習先変更に関し緊急性を要する場合等の対応について

実習先変更に関し緊急性を要する場合に、実習実施者や監理団体等の自助努力のみでは転籍先を確保できない場合も想定されますが、そのような場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、まずは機構地方事務所・支所の援助課又は指導課(援助担当)に、御相談ください。

- 実習実施者等を変更する場合の調整について

実習実施者、監理団体又は取次送出機関の少なくともいずれか1つを変更する場合にあつては、関係する当事者間で争いとなることがないよう、技能実習生を含めた当事者間で、事前の同意を得ておくことが望まれます。

例えば、実習実施者及び監理団体に変更される場合においては、対象となる技能実習生、変更前後の実習実施者、変更前後の監理団体及び取次送出機関の6者の間で、変更に係る同意を得ておくことが望まれます。

さらに、上記に加え、取次送出機関も併せて変更となる場合には、変更後の送出機関も

含めた最大7者の同意を得ることが望めます。

- 実習実施者や監理団体が認定・許可の取消しを受けた場合の調整について

実習実施者や監理団体は、認定・許可の取消しを受けた場合であっても、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じることが求められます。

第3節 技能実習評価試験(技能実習法第52条)

【関係規定】

(技能実習評価試験)

法第52条 主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習評価試験の振興に努めなければならない。

- 2 主務大臣は、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。

(技能実習評価試験の基準等)

規則第56条 法第五十二条第二項に規定する主務省令で定める技能実習評価試験の基準は、次のとおりとする。

- 一 技能実習生が修得等をした技能等について公正に評価すること。
- 二 技能実習の区分に応じて、等級に区分して行うこと。
- 三 実技試験及び学科試験によって行うこと。
- 四 職員、設備、業務の実施方法その他の試験実施者の体制を、技能実習評価試験を適正かつ確実に実施するために適切なものとする。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公正な技能実習評価試験の実施のために必要な措置を講じること。

- 開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進という技能実習制度の目的を達成するためには、技能実習により技能等の修得等を行った技能実習生が、技能実習終了時に目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験を受検し、適切に技能実習の効果を測定する必要があります。
- 技能検定については、職業能力開発促進法においてその内容や要件等が定められている一方で、技能実習評価試験は技能検定が存在しない職種について技能実習特有に整備された試験であるため、技能実習法において、その振興に努めるとともに、その信頼性の担保のため技能実習評価試験の基準を定めています。
- 具体的には、規則第56条各号に基準を定めており、その詳細な内容については、厚生労働省人材開発統括官が定める「技能実習制度における移行対象職種・作業の追

加等に係る事務取扱要領」において規定がされていますので、そちらも併せて御参照ください。

- 機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定の審査への円滑な反映等につなげていく業務を行っています。

詳細は、機構のHP等を確認してください。

【留意事項】

- 機構による受検支援の申込み時期

第1号技能実習に係る申込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の6か月前まで。

第2号技能実習及び第3号技能実習に係る申込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の12か月前まで。

- 技能実習生が技能検定又は技能実習評価試験を受検後に、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）が試験実施機関から当該技能実習生の技能検定の合格証書若しくは技能検定試験合格通知又はこれに相当する技能実習評価試験の合格を証明する書面を受領した場合は、監理団体や実習実施者が保管することなく、速やかに当該技能実習生本人へ手交してください。

第4節 事業所管大臣への要請及び事業協議会（技能実習法第53条・第54条）

【関係規定】

（事業所管大臣への要請）

法第53条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、特定の業種に属する事業を所管する大臣（次条第一項において「事業所管大臣」という。）に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に関し必要な協力を要請することができる。

（事業協議会）

法第54条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会（以下この条において「事業協議会」という。）を組織することができる。

2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技

能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

- 4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。

- 技能実習は幅広い職種・作業分野において行われており、技能実習生を受け入れている職種・作業ごとに、技能等の修得等に当たって必要となる知識や抱えている課題等が異なっています。

このため、主務大臣等及び機構による全般的な指導監督に加え、個別の職種・作業分野についても、当該職種・作業に係る知見を有する事業所管大臣が一定の関与をすることができる制度となっています。

- 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、事業所管大臣に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に関し必要な協力を要請することができます。要請を受けた事業所管大臣は、各省所管の法令に基づく権限行使や各省の所掌事務の範囲内での行政指導を行うこととなります。

- また、事業所管大臣は、自らのほか、業界団体、機構等を構成員とする事業協議会を組織することができます。

具体的には、事業協議会では、技能実習生を受け入れている職種・作業ごとに、問題事案の共有や自主基準の策定を行うことなどを通じて、当該職種・作業分野における技能実習の適正化につなげていくことが想定されています。

第5節 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等（技能実習法第55条）

【関係規定】

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等）

法第55条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができる。

- 2 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及

び技能実習生の保護を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

- 3 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当該措置の実施状況について報告を求めることができる。

○ 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができます。

○ また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができます。

【留意事項】

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との関係について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」(同法第8条第1項)と定められていますが、この「法令に基づく場合」に法第55条第1項の規定が該当することとなり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との関係が整理され、関係行政機関の長に対する個人情報の提供が可能とされています。

第6節 地域協議会(技能実習法第56条)

【関係規定】

(地域協議会)

法第56条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。
- 3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について

協議を行うものとする。

- 4 地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

- 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、自らのほか、地方公共団体の機関、機構等を構成員とする地域協議会を組織することができます。

これは、技能実習生を受け入れている地域ごとに、技能実習生の受入れに関し抱えている課題等が異なっている中で、各地域の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、機構等との相互の連携を図り、地域レベルでの関係機関の情報共有等を図る仕組みを構築することを目的としています。具体的には、

- ① 技能実習制度の運用についての関係機関による情報共有の結節点となる場
- ② 技能実習における不正防止及び技能実習生の保護に重点を置いた取組方針を関係機関が確認する場

等としての役割を担うことが想定されています。

- 具体的に地域協議会が担う業務としては、例えば、

- ① 技能実習の適正化に向けた地域での取組方針の協議・決定
- ② 地域における技能実習の現状等のデータ、制度運用上の留意点等の把握・共有
- ③ 事業所管省庁の出先機関、都道府県等との密接な連携の確保・強化

等が考えられます。

【留意事項】

- 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関について
各地域の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとして、例えば事業所管省庁の出先機関等も地域協議会の構成員として想定されます。
- 地方公共団体の機関その他の関係機関について
地方公共団体の機関としては、監理団体となる法人（事業協同組合等）の許認可権者であるという観点や、都道府県における国際協力の推進の観点から、主に都道府県が想定されています。
- 実習実施者や監理団体等の地域協議会への参画について
地域協議会は、地域レベルでの行政機関相互間の情報共有等を図る仕組みであり、不正事案や問題事案等についての協議も行うことが想定されていることから、実習実施者や監理団体等の事業者が地域協議会に参画することは想定されていません。